

議案第 3 号

階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

階上町長 荒 谷 憲 輝

階上町重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例

階上町重度心身障害者医療費助成条例(昭和 59 年階上町条例第 26 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 10 月 1 日から施行する。



提案理由

青森県重度心身障がい者医療費助成事業実施要領の一部改正に伴い、所要の改正を行うため提案するものである。

(参考)

▽地方自治法

(議決事件)

第 96 条第 1 項 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。